

### Ⅲ 図面に代えてひな形又は見本を提出するとき

1. ひな形又は見本が次の各号に該当する場合には、図面に代えてひな形又は見本を提出することができます（意匠法第6条第2項）。
  - (1) こわれにくいもの又は容易に変形し若しくは変質しないもの。
  - (2) 取扱い又は保存に不便でないもの。
  - (3) ひな形又は見本を提出用紙にはり付けた場合において、容易に離脱するおそれのないもの。
  - (4) ひな形又は見本を提出用紙にはり付けた場合において、その厚さが7mm以下のもの。
  - (5) その大きさが縦26cm、横19cm以下のもの。ただし、薄い布地又は紙地を用いるときは、縦横それぞれ1m以下の大きさのものとするを妨げない。
2. ひな形又は見本を提出するときは、次の様式により作成した用紙をその袋にはり付けなければなりません。この場合において、上記1.(5)のただし書により提出するときは、その布地又は紙地を7mm以下の厚さに折りたたんで袋に納めなければなりません。  
意施規様式第8（第5条関係）

【書類名】 見本			
意匠登録出願人の 氏名（名称）		出 願 番 号	
意匠に係る物品		出 願 日	

#### 〔備考〕

- 1 「【書類名】」の欄には、ひな形を提出するときは「ひな形」と記載する。
- 2 見本又はひな形は、丈夫な袋に納め、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさの紙にこの袋をはり付ける。複数の見本又はひな形を提出するときは、各見本又はひな形単位に袋に納め、その見本又はひな形に応じた表示を記載した紙に袋をはり付ける。この場合において、見本又はひな形に応じた表示は、紙の上に記載し、かつ、複数の見本又はひな形の表示が同一とならないようにする。
- 3 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 4 「意匠登録出願人の氏名（名称）」等の欄の記載は、紙の下にし、「【出願番号】」及び「【出願日】」の欄には記載しない。ただし、複数の見本（ひな形）を提出するときは、2枚目以降には当該記載は省略できる。
- 5 その他は、様式第6の備考2、3及び22と同様とする。